

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 3 年 7 月 30 日

鶴岡市長 皆 川 治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（60地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 7 月 30 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性					将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	我老林	R3. 7. 30	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 2人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の属性変更 1人 	(13) 14	(13) 13	(0) 1	(0) 0	(13) 14	(12) 12	(0) 0	(1) 2	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については、中心となる経営体が農用地を集積する。 個人として離農並びに規模縮小農家の土地を集める。 畑の産地を有することから、ハウスを利用した施設園芸や露地野菜の生産に取り組み利益の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	金谷	R3. 7. 30	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(7) 6	(0) 0	(1) 2	担い手はいるが十分ではない。	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> 孟宗・茗荷・庄内柿の特産物と転作の枝豆の生産拡大に取り組んでおり、作業受委託や機械の共同利用を図りながら効率的農業経営を实践する。 個人の担い手体制としつつ、作業受委託と作業共同をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	谷定	R3. 7. 30	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 	(25) 26	(24) 24	(1) 2	(0) 0	(25) 26	(13) 14	(2) 2	(10) 10	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については地域の中心となる経営体が農用地の受け皿となり、個人の離農者や規模縮小農家の対応にあたる。 担い手の分散錯圖を解消する。 地域特産物の孟宗・茗荷や枝豆・花卉については複合化を進め収益の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	民田	R3. 7. 30	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 	(15) 15	(13) 13	(2) 2	(0) 0	(15) 15	(11) 11	(1) 1	(3) 3	担い手は十分確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業受委託と機械共同化をさらに進めながら担い手に集約の集積を加速化させ、転作地においては特産物(民田ナス・枝豆)を中心に複合経営を確立させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	高坂	R3. 7. 30	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の面積修正 2人 	(18) 19	(16) 17	(2) 2	(0) 0	(18) 19	(5) 5	(0) 1	(13) 13	担い手は十分確保されている。	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> 作業受託と機械共同化をさらに進めながら担い手に集約の集積を加速化させ、転作地に特産物である枝豆等を中心に複合経営を樹立する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6	嶋	R3. 7. 30	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 3人 	(1) 4	(1) 1	(0) 3	(0) 0	(1) 4	(1) 4	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている。	担い手の分散錯圖を解消する。	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				
7	湯田川地域 (湯田川・藤沢)	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人	(13) 14	(13) 14	(0) 0	(0) 0	(13) 14	(11) 12	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・耕作放棄地を解消する。 ・地域の中心となる経営体に農地集積を図り、大規模経営体をめざす。 ・畑地化事業によって農地の高度化を図り、だだちや豆を中心とする園芸作物の定着による複合農業をめざす。 ・地域の中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付を行なう。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	田川地域 (中里・宮野前・中組・行メ・蓮花寺・少連寺・関根・東目・坂野下・砂谷・長滝・大机)	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 5人	(31) 31	(28) 28	(2) 2	(1) 1	(31) 31	(19) 14	(0) 0	(12) 17	担い手はいるが十分ではない。	・担い手に集積・集約化する。 ・地域一体での法人化について検討する。 ・基盤整備による園圃の大型化を検討する。 ・規模拡大や新規就農者へ農地集積し生産費のコストダウンを図る。 ・6次産業化を今より拡大するよう図る。 ・営農組合の創設を検討する。 ・耕作放棄地を再利用した付加価値農業を展開。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	大泉地域 (白山・矢馳・山田・布目・大淀川・小淀川・寺田・井岡・岡山・森片・上清水・中清水・下清水・清水新田)	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 3人 ・中心経営体の属性変更 5人	(123) 126	(117) 119	(5) 6	(1) 1	(123) 126	(88) 87	(1) 1	(34) 38	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する ・地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 ・集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 ・地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
10	茅原	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 1人	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(4) 3	(0) 0	(2) 3	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
11	新斎部	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人	(7) 8	(7) 8	(0) 0	(0) 0	(7) 8	(6) 6	(0) 0	(1) 2	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する ・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
12	中京田	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人	(13) 14	(12) 12	(1) 2	(0) 0	(13) 14	(13) 14	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の習得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
13	湯野沢	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(10) 10	(10) 9	(0) 1	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
14	高田	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人	(7) 8	(4) 5	(3) 3	(0) 0	(7) 8	(7) 7	(0) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
15	中野京田	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 1人	(8) 9	(7) 7	(1) 2	(0) 0	(8) 9	(7) 7	(0) 0	(1) 2	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
16	安丹	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 2人	(12) 12	(12) 11	(0) 1	(0) 0	(12) 12	(8) 9	(2) 1	(2) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
17	林崎	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 1人	(13) 13	(13) 13	(0) 0	(0) 0	(13) 13	(11) 10	(0) 0	(2) 3	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
18	豊田	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 1人	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付けや法人のオペレーター等の役割を担う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
19	豊浦地域 (水無・三瀬・由良・小波渡・堅谷沢)	R3. 7. 30	・中心経営体の今後の引受面積変更 4人	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(8) 8	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
20	上郷地域 (石山・楢川原・水沢・広浜・大谷上・大谷下・中山・矢引・中沢・大荒・上京田・金山・山口・草井谷)	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 2人 ・中心経営体の今後の引受面積変更 7人	(65) 64	(64) 62	(1) 2	(0) 0	(65) 64	(49) 50	(1) 1	(15) 13	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する 耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
21	中瀬	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人	(16) 17	(16) 16	(0) 1	(0) 0	(16) 17	(9) 10	(0) 0	(7) 7	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・基盤整備未実施地域であることから、1枚当たりの圃場規模が小さいため作業効率が悪く機械の大型化に対応していない。また、U字溝からの灌水であるため 水管理に大変苦労しているため、これから後継者に経営移譲することや賃貸借契約による離農などを考え、どのようにして圃場条件の改善を図るか検討していきたい。 ・水稲主体の経営であり米価下落による農業収入の減少を食い止めるため、枝豆などの園芸作物などを導入した複合経営に取り組みるか検討していきたい。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
22	下小中	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の今後の引受面積変更 3人	(24) 25	(24) 24	(0) 1	(0) 0	(24) 25	(18) 19	(0) 0	(6) 6	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】										5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
23	下興屋	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人	(9)	(9)	(0)	(0)	(9)	(4)	(0)	(5)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
24	菱津	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 2人	(17)	(17)	(0)	(0)	(17)	(12)	(0)	(5)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
25	大山	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人	(25)	(24)	(1)	(0)	(25)	(16)	(0)	(9)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
26	中柳原	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 1人	(5)	(5)	(0)	(0)	(5)	(2)	(0)	(3)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性					将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
27	下柳原	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 1人	(4) 5	(4) 3	(0) 2	(0) 0	(4) 5	(3) 4	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
28	米出	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 2人 ・中心経営体の削除 1人	(13) 14	(13) 13	(0) 1	(0) 0	(13) 14	(9) 10	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圃を解消する	・規模拡大農業者に農地の集積を図り、低コスト化に努める一方、経営の複合化により農業所得の拡大を図る。 ・農作業の繁忙期には、離農者の雇用労働を活用し、専業農家の加重労働からの軽減に努める。 ・稲作においては、経営規模拡大に伴い、育苗や田植え作業に相当数の労働時間を要することから、労働時間の節減を図るため、新たな栽培技術(直播)の導入についても検討する。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、水管理や草刈り、泥上げ作業等に協力するほか、知見を生かした技術的導入や助言を行う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
29	西郷北部	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人	(49) 50	(44) 45	(5) 5	(0) 0	(49) 50	(35) 35	(1) 2	(13) 13	担い手は十分ではない	担い手に集積・集約化する	・西郷北部地域では、水稻・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地域内の4法人を中心に、地域間分散錯圃の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図ることとし、その取組みエリアは別に定めるとおりとする。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
30	西郷地区砂丘畑	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(211) 211	(208) 208	(3) 3	(0) 0	(211) 211	(163) 163	(7) 7	(41) 41	・概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の貸付の検討が必要。 ・耕作放棄地を作付け可能な圃場に戻す対策が必要。	・話し合い等により、担い手に集積・集約化する。	メロン、ミニトマト等の園芸作物、挿作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。	・農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性					担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
1	下町	R3. 7. 30	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(16) 15	(16) 15	(0) 0	(0) 0	(16) 15	(12) 12	(0) 0	(4) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
2	下中野目	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 1人 ・農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 1,697㎡	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(4) 4	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
3	豊栄	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1人	(8) 9	(8) 8	(0) 1	(0) 0	(8) 9	(7) 8	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。	・計画的に農地集積を進めながら、中心となる経営体の生産性の向上を図っていく ・複合化にも積極的に取り組んでいく ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
4	宮東	R3. 7. 30	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の追加 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・後継者(新規就農者) 同士で連携し、労働力調整するとともに生産技術や経営技術の習得をもに目指す ・水稻の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を实践していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	
5	東渡前	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 1人 ・農地の貸付け等の意向欄の記載貸付け 2,302㎡	(8) 8	(6) 6	(2) 2	(0) 0	(8) 8	(5) 5	(0) 0	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・地域で転作物のブロックローテーション化に取り組み、生産性の向上を図る ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。	

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
6	上藤島	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 1人	(6) 6	(6) 6	(0) 0	(0) 0	(6) 6	(4) 4	(1) 0	(1) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や新規就農者は農地を集積し生産費のコストダウンを図る。 ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る。 ・新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	新屋敷	R3. 7. 30	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(10) 9	(10) 9	(0) 0	(0) 0	(10) 9	(8) 8	(0) 0	(2) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大する農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・後継者(新規就農者) 同士で連携し、生産技術や経営技術の習得をともに目指す ・水稻の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を実現していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく ・集落(近隣)の畜産農家へ引き続き飼料作物を提供していく ・直播栽培にも引き続き取り組み、低コスト化に努める	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	上平形	R3. 7. 30	・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の属性変更 1人	(15) 14	(15) 14	(0) 0	(0) 0	(15) 14	(9) 9	(1) 1	(5) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・播種組合での育苗や大豆組合など共同作業に力を入れている集落である ・長引く米価の低迷と安全、安心の産品が安定せず、厳しい農業状況にあると各自が認識している。こんな中において、6次化、複合化に取り組む姿勢が見られるので期待していきたい ・コスト低減により取り組む新規需要米が6.4ha栽培され、注目している ・特別栽培等による高付加価値化を実現する	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方			6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
1	町屋・染興屋・川行	R3.7.30	・中心経営体の属性変更 2名	(16) 16	(16) 16	(0) 0	(0) 0	(16) 16	(10) 8	(0) 0	(6) 8	担い手は十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
2	河原	R3.7.30	・中心経営体の追加 2名	(4) 6	(4) 5	(0) 1	(0) 0	(4) 6	(3) 5	(0) 0	(1) 1	担い手は十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・新規就農者と連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
3	中島	R3.7.30	・中心経営体の追加 1名	(3) 4	(3) 3	(0) 1	(0) 0	(3) 4	(1) 2	(0) 0	(2) 2	担い手は十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積、集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。 ・新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、農作業補助等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									担い手の確保状況	5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者					
4	泉野	R3. 7. 30	・経営移譲 1名	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(6) 6	(0) 0	(2) 2	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・遊休農地を再生利用し、経営安定を図る。 ・新規就農者と連携し、生産、労働力、経営管理技術の修得を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 		
5	下川代	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 1名	(15) 15	(15) 15	(0) 0	(0) 0	(15) 15	(10) 9	(0) 0	(5) 6	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 ・水稻を中心としながら、野菜等との複合経営の安定化を目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業、自給的農家)は、農地の貸付、水管理、オペレーター等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行い集落の営農を維持していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 		
6	向山・桜ヶ丘	R3. 7. 30	・経営移譲 1名	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(7) 7	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し生産費のコストダウンを図る。 ・地域の特色を活用し、高付加価値化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 		
7	松尾・石野新田	R3. 7. 30	・経営移譲 1名 ・中心経営体の属性変更 1名 ・中心経営体の追加 1名	(10) 11	(10) 10	(0) 1	(0) 0	(10) 11	(10) 10	(0) 0	(0) 1	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大農業者へ農地の集積を進める。 ・田圃改良を実施し、土づくり・高付加価値化を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 		

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	上山添	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 4経営体	(12) 12	(11) 11	(1) 1	(0) 0	(12) 12	(11) 11	(0) 0	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・集落内の認定農業者等個人の担い手へ農地を利用集積又は農作業委託を行う ・個別農家が規模拡大していく方向。集積に当っては生産組合全体で調整を図る ・ハウス等を利用した園芸作物等の栽培、販売により、高齢者・女性等の労働の場を提供する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
2	中田	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 1経営体	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稻の生産費のコストダウンを図る ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める ・複合経営による所得向上および経営の安定を図る ・新規就農の促進を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
3	常盤木	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 1経営体	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(8) 8	(2) 2	(1) 1	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・水稻では、特別栽培による良食味米の生産に取り組む ・果樹については、大玉ブドウや食味等消費者の嗜好に添った品種の生産への転換を進める ・産直施設の活用	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
4	西荒屋	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1経営体(認定農業者 新規認定 個人) ・中心経営体の経営面積の変更 5経営体	(23) 24	(23) 24	(0) 0	(0) 0	(23) 24	(20) 21	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圖を解消する	・観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める ・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稻の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
5	板井川	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 3経営体	(12)	(12)	(0)	(0)	(12)	(10)	(0)	(2)	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圖を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹・花卉・野菜の高付加価値農産物の生産に取組み、複合経営の確立をする ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う ・中心となる経営体5名(刈取面積28ha)と2名(刈取面積15ha)の水稲刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る ・大豆は転作作目の基幹として毎年作付が増加しており、大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化を図っている。今後は栽培管理に、多機能作業機を導入して、高品質と多収穫を目指す ・中心となる経営体のうち水稲自家乾燥・調整する7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る ・果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する ・担い手1名が経営を承継する。後継者が新規就農(継承型)の青年新規就農給付金を申請をし、H.28年4月よりハウスでのミニトマトの栽培に取組、所得200万を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6	西片屋	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 1経営体(認定農業者 抹消 個人) ・中心経営体の経営面積の変更 3経営体	(15)	(14)	(1)	(0)	(15)	(15)	(0)	(0)	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲について、その他の農業者の労力と連携しながら、(農)西片屋ふぁーむ及び認定農業者が中心となって農地の集積を図り、高品質の米づくりを推進する ・果樹(さくらんぼ)については、施設の更新、観光果樹園のPR、高付加価値化、6次産業化等の取組を通じて、地域全体の収益向上に繋ぐ ・野菜等の生産、販売の取組を通じて、転作からの所得確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
7	東南	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 1経営体(認定農業者 抹消)	(17)	(17)	(0)	(0)	(17)	(6)	(0)	(11)	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
8	下山添	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 2経営体	(21) 21	(20) 20	(1) 1	(0) 0	(21) 21	(19) 19	(1) 1	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・下山添地区生産組合を中心に農用地の利用集積を行い、担い手となる認定農業者に農地を集積する集落営農システムを確立する。水稲は主に認定農業者が担当し、複合作物であるきゅうりなどの副産作物は、女性陣が主となり農業所得の増大を図る ・兼業農家や高齢農家が稼働能力に応じて、担い手農家に協力して農業に従事することにより、地域全体として生産体制を充足させる。高齢者でも取り組める軽量野菜導入の取り組みを進める ・直播きや無人ヘリコプターの効率的利用、C E・M R C利用を促進し、低コスト化を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
9	三千刈	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 2経営体	(10) 10	(9) 9	(1) 1	(0) 0	(10) 10	(9) 9	(0) 0	(1) 1	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯図を解消する	・果樹・野菜の高付加価値農産物の生産に取り組み、複合経営の確立をする ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯図を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
10	黒川上	R3. 7. 30	・中心経営体の追加 1経営体(個人一般) ・中心経営体の経営面積の変更 2経営体	(16) 17	(16) 17	(0) 0	(0) 0	(16) 17	(13) 13	(0) 0	(3) 4	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開 ・新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
11	黒川中	R3. 7. 30	・中心経営体の削除 1経営体(経営移譲) ・中心経営体の追加 1経営体(経営移譲)	(14) 14	(14) 14	(0) 0	(0) 0	(14) 14	(9) 9	(0) 0	(5) 5	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、コストダウンを図る ・水稲・野菜・果樹等の複合化経営を図る ・小規模農家が集約して法人化を目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
12	黒川下	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 1経営体(死亡による認定農業者の抹消) ・中心経営体の削除 2経営体(経営移譲1、死亡1) ・中心経営体の追加 3経営体(経営移譲1、経営主変更1、法人追加1) ・中心経営体の経営面積の変更 6経営体	(25) 26	(23) 23	(2) 3	(0) 0	(25) 26	(24) 23	(0) 0	(1) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積を行い、生産費のコストダウンを図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和3年度 鶴岡市「人・農地プラン」の認定(第1期)について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
13	楡代	R3. 7. 30	・中心経営体の経営面積の変更 2経営体	(17) 17	(15) 15	(2) 2	(0) 0	(17) 17	(15) 15	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・中心的経営体への農地の集積と生産費のコストダウンを図る ・地域の特性(きれいな水、中山間)を生かした作物の栽培と生産技術、経営手腕の向上を図り、高付加価値農業を目指す ・その他の農業者は、中心的経営体と連携して地域の財産(農業用道水路)の維持管理に協力するなど、補充的農業従事者として地域に関わる	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
14	田代	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 2経営体(死亡による認定農業者の抹消2) ・中心経営体の削除 2経営体(死亡2) ・中心経営体の追加 3経営体(経営主変更2、法人追加1) ・中心経営体の経営面積の変更 6経営体	(38) 39	(38) 38	(0) 1	(0) 0	(38) 39	(30) 28	(0) 0	(8) 11	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・水稻を中心に複合経営を進める ・農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る ・集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業委託を推進する	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
15	馬渡	R3. 7. 30	・中心経営体の属性変更 1経営体(死亡による認定農業者の抹消) ・中心経営体の削除 2経営体(経営移譲1、死亡1) ・中心経営体の追加 2経営体(経営移譲1、経営主変更1)	(18) 18	(17) 17	(1) 1	(0) 0	(18) 18	(16) 15	(0) 0	(2) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する	・馬渡生産組合、農業委員が中心となって、農地の利用集積に向けた調整を進める ・集落内の認定農業者が中心となって、利用集積・作業委託を推進する ・特別栽培米の生産拡大に取組み、付加価値の向上に努める ・ヘリコプター防除の効率的利用やカンントリーエレベーターの利用促進を図り、米の生産コストの低減を図る	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける